

NO. 1885

2020・7・6

毎週月曜日発行

みよし商工ニュース

発行 三次民主商工会
〒728-0013 三次市十日市東3-10-1
ホームページ <http://www41.tiki.ne.jp/~miyosiminsyo/>
メールアドレス miyosiminsyo@mx41.tiki.ne.jp

なんでも相談会開催

6月28(日)、要求運動部
は、『緊急なんでも相談会』

勉強を兼ねた学習会の
様子



高田支部の青崎さんは国や市の給付金申請の経験から「民商と一緒に申請」と周りの業者に声を掛け、また十日市支部の飲食業者の会員は、県の協力金を申請した話を元会員に話したところ、「私も申請できるかしら」と民商へ相談。早速、書類を準備し、無事協力金をもらうことができ、商工新聞読者になりました。多くいます。ぜひ、コロナ対策や給付金の相談は民商へと声をかけてください。

7月に入りましたが、この間にコロナウイルスによる様々な相談が息もつかぬほど押し寄せています。それにもない読者会員が増えています。



相談者が続々来所、「やっぱり民商」

会員、読者拡大につながる。

事業者支援給付金



中小企業経営持続支援事業補助金

7月31まで延長！！

延長に伴い、『事業者支援給付金』に変更があります。

①対象月が3月～6月までに延長

②受付場所が

一三次市役所本館6階604号室

ました。

三次市の給付金と補助金の期限は6月末でしたが、他の市町と比べて短く、周知が進んでいない状況でした。そこで三次民商は、伊藤よしのり市議会議員(日本共産党)に三次市定例議会で質問をお願いしました。議会閉会後、「三次市が延長決定をしたと」伊藤議員からうれしい報告があり

相談当日は、要求運動部員7名が駆けつけ、3密を避けつつ会場を準備。三次市の補助金についての相談者が来場。制度の内容を含め、申請書類の確認など行いました。7月には芸高田市でのなんでも相談会を計画しています。

※今年度は新型コロナウイルス感染症予防のため、集まつての学習会及び点検会は中止します。ですので、**7月2日(木)～8日(水)の10時～16時**の間に**予約制**で点検を行います。
ご理解、ご協力のほど宜しくお願ひいたします。

7月10日(金)です

社会会保険算定基礎届
提出期限は

源泉所得税前半納付期限
予約制です！

●『一人はみんなのために、みんなは一人のために』力を合わせて商売とくらしを守りましょう。



持続化給付金 《支援対象が拡大しました》

感染症拡大により、これまで給付金の対象となっていたいなかった、以下の事業者が新たに対象となりました。

①主たる収入を『雑所得・給与所得』で確定申告した個人事業者（業務委託契約等に基づく事業活動からの収入に限定）

要件

- 【1】雇用契約によらない業務委託契約等に基づく収入であって、雑所得・給与所得として計上されるものを主たる収入として得ており、今後も事業継続する意思がある。
- 【2】今年の対象月の収入が昨年の月平均収入と比べて50%以上減少している。
- 【3】2019年以前から、被雇用者又は被扶養者ではない。

必要書類

- 【1】前年分の確定申告書
- 【2】今年の対象月の収入が分かる書類（売上台帳など）
- 【3】【1】の収入が業務委託契約等の事業活動からであることを示す書類
 - ①業務委託等の契約書の写し 又は 契約があったことを示す書類
 - ②支払者が発行した支払調書 又は 源泉徴収票
 - ③支払いがあったことを示す通帳の写し

※①～③の中からいずれか2つを提出 (②の源泉徴収票の場合は①との組合せが必須)

- 【4】国民健康保険証の写し

- 【5】振込先口座通帳の写し、本人確認書類の写し

②2020年1月～3月の間に創業した事業者

創業月～3月の月平均収入と比べ、対象月の収入が50%以上減少している事業者

創業月～3月の月平均収入と比べ、対象月の収入が50%以上減少している事業者が対象

例 今年2月に創業し、6月を対象月として申請する場合 ※対象月は4月以降から選択					
1月	2月	3月	4月	5月	6月
	40万円	60万円	30万円	30万円	20万円
月平均 50万円					対象月

創業月から対象月までの各月の収入額は、税理士が確認した毎月の収入を証明する書類で確認いたします。

今週の商工新聞、読みどころ!

7月6日号の商工新聞6面の読者の広場に
十日市支部の国保さんの手記が掲載されています。

